

所管事務報告関連資料

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応状況

区分	対策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療部門の増員 拡大対策本部の設置 	<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 保健医療部門等の増員</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染対策局を新設：安全統括室 10 名、広報相談室 6 名、総合相談ダイヤル関係 10 名 保健予防課（3 名）あかし保健所所属の人員は感染対策局へ あかし保健所副所長（医師）を 1 名増員 他：個人商店等緊急家賃融資事業（6 名） <ul style="list-style-type: none"> 特別定額給付金関係（22 名） 社会福祉協議会関係（9 名） 生活再建相談事業（2 名） 地域総合支援、施設指導・監視関係（4 名） 施設監視の強化（1 名） 教育委員会関係（1 名） 高齢者・障害者サポート利用券発行事業関係（6 名） 子育て世帯臨時特別給付金関係（1 名） 商品券関係（2 名） 高齢者・障害者施策検討関係（3 名） 養育費立替関係（1 名） <p>(2) 拡大対策本部会議の開催（4 回） 3 月 9 日（月）、3 月 24 日（火）、4 月 10 日（金）、5 月 19 日（火）</p>	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) 保健医療部門等の増員</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染対策局については、当面の間は現在の増員体制を維持する。 その他の緊急対策事業に要する要員についても、必要に応じて職員の配置を行う。 <p>(2) 拡大対策本部会議の開催 今後も社会情勢に応じて開催する。</p>	
相談 情報提供	<p>(1) 相談ダイヤルの設置</p> <p>①新型コロナウイルスに対する様々な相談窓口として、「総合相談ダイヤル」を設置 (078-918-5090) 平日：9～17 時対応</p> <p>②感染症に関する相談窓口として、「感染したかもダイヤル」を設置 (078-918-5439) 毎日：9～20 時対応 上記以外は、 078-912-1111</p> <p>③生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者</p>	<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 相談窓口の対応（相談件数）</p> <p>①総合相談ダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員 4 人による相談体制 延べ相談数（電話）：5,522 件（6/10 受付分迄） 延べ相談数（市民情報ひろば）：107 件（6/10 受付分迄） <p>②感染したかもダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等 4～6 人による相談体制 延べ相談数：8,040 件（6/10 受付分迄） <p>③高齢・障害相談ダイヤル (明石社会福祉協議会・地域総合支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉、介護、医療の専門職による電話相談、訪問対応 延べ相談件数：443 件（6/10 受付分迄） <p>④緊急法律相談ダイヤル（市役所）（4/21～5/15 まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士職員による電話相談 延べ相談件数：15 件 <p>(2) 情報提供</p>	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) 相談窓口の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 各相談ダイヤルを継続する。 <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページによる情報発信 「市の考え方と取り組み」「施設イベントの情報」を順次更新 手話解説動画（5/15～公開）を順次更新 明石ケーブルテレビによる情報提供の強化 市広報番組「海峡のまち明石」で外出自粛およびお問い合わせ窓口の紹介（5 月 4 日～順次更新） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置（国・県） 心のケア相談（県） 県精神保健福祉センター 在留外国人等に対する多言語での生活相談（県） ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて週末相談を含む 11 言語にて対応

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
	<p>やその家族・近隣住民からの相談窓口として、「高齢・障害相談ダイヤル」を設置 (078-924-9162) 平 日：9～20時 土日祝：9～17時 ※緊急相談は、 078-924-4567</p> <p>④新型コロナウイルスに関する法律相談窓口として「緊急法律相談ダイヤル」を設置 (5/15 終了)</p> <p>(2) 市ホームページ、広報あかし、SNS、青色パトロール、防災行政無線等を活用した情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページによる情報発信 「明石市独自の10の支援策」を更新 4月1日号以降、毎号の広報あかしによる情報発信 全ての自治会・町内会の掲示板に、広報あかし(4月15日号)の掲示を依頼 JR各駅のラックに広報あかしを設置(4/15号・5/15号) 専用ダイヤルの周知のための、ちらし、ポスターの配布 (手話通訳を利用する聴覚障害者向けチラシ・FAX相談用紙(59件)を5/19発送) ツイッター、フェイスブックによる情報発信 明石ケーブルテレビによるあかし市民広場での感染予防対策映像の提供 「感染症を防ぐために」5分(地上波6回/日放送、あかし市民広場5回/日放送) 明石ケーブルテレビによる情報提供の強化 市広報番組「海峡のまち明石」で外出自粛及びお問い合わせ窓口の紹介(5/4以降順次更新中) <p>(3) 市民向け情報拠点の開設(6/1～7/31)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々更新される感染対策や生活支援の情報を集約して提供し、市民が抱える様々な疑問、不安や悩みに応える最新情報の発信拠点をあかし市民広場に開設。 パネル展示、大型ビジョン上映、相談コーナーや除菌液配布コーナーを設置 		
検査医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 感染症病床をはじめ専用の入院病床確保 帰国者・接触者外来の設置、支援 医師会、市民病院、民間医療機関との連携 	<p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) PCR検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 4/5からあかし保健所でPCR検査を開始。 5/4から検査数を1日当たり最大18件から60件に拡充 PCR検査機器の2台増設(合計3台)及び検査員3名増員(合計5名体制) 検査実績：市内1013件(陽性：21件)(6/10 17時)、県内11,771件(陽性：699件)(6/10 24時) (退院18名、入院中1名、死亡2名)(6/10 17時) <p>(2) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 4/14 帰国者・接触者外来を1か所増設(合計4か所) 市内医療機関において感染症病床38床(5/19)を確保して中軽症者を受け入れ 重症者については、県の新型コロナウイルス入院コーディネートセンターと調整の上、県立加古川医療センターで受け入れ 	<p>(今後実施する項目・課題等)</p> <p>(1) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内医療機関の協力により発熱者等に対応する外来の設置 関係医療機関の運営支援 感染症病床の運営にかかる臨時看護師等の採用や、危険業務従事者に対する手当、設備・資材等を整備 入院病床のさらなる確保及び県との連携により患者の重症度合いに応じたスムーズな入院体制の構築 医療機関に対する物資支援を継続 	<p>○ 医療体制(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症病床以外での入院病床を確保するため、人工呼吸器等の備品整備を支援 補助対象：人工呼吸器、人工肺、個人防護服 入院体制の強化 入院病床について、合計500床を目指す。 (5/15：515床確保) 新規患者数に応じて、フェーズごとに対応を強化 帰国者・接触者外来医療機関の増加(県)(56) 新型コロナウイルス入院コーディネートセンターの設置(県) 患者の状態に応じ、適切な入院調整を行う。 <p>○ 無症状者や軽症者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院後の無症状者や軽症者は宿泊施設等での療養等を行うこととし、順次宿泊施設を確保。医師、看護師等医療体制を整備。計700室超を確保 <p>○ PCR検査体制の強化(県)</p>

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<ul style="list-style-type: none"> ・入院後の無症状者や軽症者の療養に県が運用する宿泊施設を活用 ・上記医療機関に対する物資支援（マスク、アルコール消毒液及び防護服の提供、外来用テント貸し出し（1式）） 		<ul style="list-style-type: none"> ・抗原検査：PCR検査と併用し、救急患者の早期診断に活用 ・抗体検査：神戸大学と研究をすすめる
市の備蓄物資の提供	医療用マスク、消毒用アルコール等の配布・確保	<p>（現在の対応状況）</p> <p>（1）マスク</p> <p>①医療用N95マスク（当初備蓄数：2,000枚、残数3,587枚） 帰国者・接触者外来の感染症病棟用として提供</p> <p>②サージカルマスク（当初備蓄数：500,000枚、残数：476,400枚） 帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関等に提供</p> <p>③布マスクを製造（製造実績：46,370枚）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、高齢者福祉施設等の職員、保育施設、放課後児童クラブ、乳児院や児童養護施設の職員等に対して提供 ・こども食堂等にも必要に応じて提供 <p>（2）消毒液・除菌液</p> <p>①アルコール消毒液（当初備蓄数：2800、残数2410） 帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関に提供</p> <p>②代用品（除菌・衛生剤） アルコール除菌液5120を確保済。市内各施設に配布</p> <p>③市内酒造メーカーが製造した、手指消毒に使用できる高濃度エタノール製品の購入、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等への情報提供</p> <p>④弱酸性次亜塩素酸水（消防局で生成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎や各コミセンにて市民向けに無料配布（5/7～5/30 総配布実績：9,760人） ・パピオスあかし2階「市民情報ひろば」にて市民向けに無料配布（6/1～6/30 火・木・土曜日 総配布実績：170人（6/10 9時） <p>※施設等の消毒用としては、次亜塩素酸ナトリウムを推奨。入手できない場合に弱酸性次亜塩素酸水を提供。</p> <p>（3）感染防護服（当初備蓄数：1,324着、残数1,731着） 帰国者・接触者外来及び保健所が支援を必要と判断する医療機関等に提供。</p> <p>（4）寄贈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や個人より物資寄付を受付（N95マスク627枚、サージカルマスク23,500枚、一般用マスク139,100枚等） 	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の必要物資の充足状況を把握し、医療機関で確保が難しい物資を中心に、引き続き確保に努める。 ・マスク、消毒液等については、引き続き必要に応じて提供していく。 ・帰国者・接触者外来等で大量に使用する、使い捨てのビニール製ガウンについて、市内企業に製造を依頼し、必要数を確保する。 	<p>○ マスク対策（国）</p> <p>①マスクの転売防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令を改正 <p>②布製マスクの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が布製マスク2000万枚を一括購入し、地方公共団体の協力も得て、高齢者福祉施設・障害者福祉施設等に一人1枚を配布 ・妊婦を対象に、妊娠届出時等に5枚を配布 <p>③医療用マスクの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が1500万枚を購入し、地方公共団体等を経由して、必要な医療機関に優先配布・国備蓄マスク（8万6千枚）を県内感染症医療機関に優先配布（15病院、2団体） <p>④マスクメーカーに対する更なる増産支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場へのマスク供給量の一層の積み増し補助率：中小企業3/4、大企業2/3

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<ul style="list-style-type: none"> 無錫市から支援物資の寄贈（サージカルマスク 20,000 枚、防護服 500 着） 		
重症化予防対策	<p>重症化しやすい高齢者、基礎疾患を持つ人、その家族を念頭に正確な情報を伝え、感染症対策の徹底を図り、重症化を予防する</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者やその家族・近隣住民からの相談窓口として、「高齢・障害相談ダイヤル」を設置 (078-924-9162) 平日：9時～20時 土日祝：9時～17時 	<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 高齢者福祉施設等に対する巡回指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所と高齢者対策担当部署等が連携し、福祉職員等が市内 141 か所の（通所・入所）施設を巡回し感染症対策を指導する。 3/9 より 1 巡目の巡回を開始。感染予防策の現状確認と予防啓発チラシの配布を実施 3/24 より 2 巡目の巡回を開始。下記の 3 点をポイントとして実施 <p>①予防強化（施設内の禁煙対策の徹底、入所施設の利用者以外の入室に注意するよう啓発）</p> <p>②施設職員用に布製マスクを配布</p> <p>③1 巡目で聞き取った他施設の取組状況を配布し、施設間の情報共有を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 5/11 より 3 巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況を確認 <p>(2) 障害者福祉施設等に対する巡回指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/31 より 1 巡目の巡回を実施。高齢者福祉施設等への巡回で培ったノウハウを活かし、市内 167 か所の（通所・入所）施設を巡回しチェックリストによる感染予防対策の確認・現状把握を実施 5/11 より 2 巡目の巡回を開始。利用者へのサービス提供等施設の運営状況を確認 <p>(3) 啓発広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者サービス事業所、医療機関、商業施設、公共施設でチラシ配布（掲示） 公共施設等にポスター掲示 民生児童委員による要配慮者高齢者へチラシの手渡し配布 自治会・町内会掲示板へのポスター掲示 <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等からの相談及び検査、診察時の配慮について帰国者・接触者外来に協力を依頼（3/26） 帰国者・接触者外来での聴覚障害者の受診の支援として、タブレットによる手話通訳を開始（3/26） 高齢・障害相談ダイヤルの設置 登録手話通訳者へフェイスシールドを送付（5/21） 	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、必要に応じて高齢者福祉施設・障害者福祉施設等に対して、感染症対策を確認・指導する。 相談内容を庁内関係部署で情報共有し、施設運営のバックアップに努める。 緊急事態宣言以降、感染予防対策を行いながら事業を継続した介護・障害福祉サービス事業者に補助金を交付する。（6月補正予算に計上） 介護・障害福祉サービスの事業所で感染者が発生した場合等に、代替サービスの提供や、感染防止に係る経費を補助する。（6月補正予算に計上） 情報・コミュニケーション支援を要する障害者等への情報提供を行うためタブレット端末を追加整備する。（6月補正予算に計上） 	<p>○高齢者福祉施設・障害者福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員応援派遣協力のスキームの構築 介護や障害福祉事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生するなどにより、介護職員等が不足する場合に、介護を支援するための介護職員等を派遣する。 感染拡大防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請 今後は高齢者福祉施設・障害者福祉施設等において、概ね 2 か月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、第 2 波に備え、さらに概ね 2 か月分の使用量相当を県において保管する。

区分	対策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
喫煙対策	感染防止のための喫煙対策	<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 市内喫煙所の閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者の重症化リスクの軽減及び喫煙所内での利用者間の濃厚接触の防止等を目的として、市内に設置した喫煙所（全9か所）を令和2年7月31日（金）まで閉鎖 <p>(2) 市役所内喫煙所の閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所に設置している全喫煙所（全3か所）も令和2年7月31日（金）まで閉鎖 ・市ホームページで広報（3/25） ・課題等・喫煙所閉所お知らせチラシの掲示（3/26） 	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>社会情勢に応じて7月31日以降の閉鎖を検討する。</p>	
学校等	幼、小、中、高校等の休業・再開	<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 市立学校園（幼、小、中、養護学校、市立高校）</p> <p>【再開に向けた衛生環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校、養護学校、市立高校の児童生徒、本務教職員、幼稚園教職員に市で製作した布製マスクを配布（5/18～20） ・小・中学校、養護学校、市立高校の児童生徒用に市民、企業から受贈した家庭用マスクを順次配布（5/22～5/27） ・除菌作業用電解次亜水を各学校に配布（5/27～6/1） ・小学校に水道蛇口を増設（朝霧、人丸、沢池、藤江、大久保、山手、魚住、錦浦、清水） <p>【登校日の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校は5/25から5/29までの間に学年別に登校可能日を2日設定 ・幼稚園、養護学校、市立高校は5/25から5/29までの間に登校（園）可能日を1日設定 <p>【学校園の再開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校長、養護学校長あて「学校再開に向けての留意点」を送付 ・保護者あて「令和2年6月1日からの学校再開について」を送付 ・小・中学校長あて、「臨時休業明けの生徒指導にかかる対応について」を通知。 ・臨時休業明けの生徒指導にかかる対応について全中学校を訪問。 ・6/1より、「もくせい教室」（明石市適応教室）にて、学校に行きにくい児童生徒を受け入れ開始。 ・市立学校園は6/1より短縮による通常授業（保育）を再開 ・6/1より市立高校で部活動を制限して再開（1日当たり90分以内活動日数は月～金に2日、土日に1日が上限） ・6/3より小・中学校で給食を開始（小1は6月8日から）。午後の授業も始まり完全な通常授業となる。 ・6/3より中学校で部活動を再開（運動不足やストレス解消を目的 	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼・小・中学校は夏季休業期間を8/8から8/16までに短縮。 ・トライやるウィーク等の学校行事については、重点化し、中止や延期、内容の見直しを行う ・中止となった市中学校総合体育大会（市総体）の代替として「明石市中学校種目別大会」を開催する。7月25日・26日または8月1日・2日を中心に開催、8月8日・9日を予備日とする。 ・市内小学校に水道蛇口を増設予定（大久保南）（～7/31） ・市内中学校に水道蛇口を増設予定（大久保、大久保北、魚住）（～7/31） 	<p>○県立学校（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/1から臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開（6/1～6/14は分散登校） ・部活動は平日2日、休日1日、各90分を上限とする。 ・県立高校は、生徒の学習支援のためタブレットの貸出。 ・児童生徒への心のケア等各学校の相談体制の充実。 <p>○県内大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業の要請を5/16に解除 ・授業を開始する場合は、感染防止対策の徹底を要請 <p>○高専、私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の方針を周知 ・5/31までの取り扱いは、設置者の判断とする。 <p>○専修学校・各種学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5/16に臨時休業要請を解除。再開する際は、感染防止対策の徹底を要請

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<p>に1時間以内で)</p> <p>(2) 保育所、放課後児童クラブ、幼稚園預かり保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、放課後児童クラブ、預かり保育は、4/18から実施の特別保育を5/24に解除。家庭保育の協力要請期間を経て、6/1から通常保育、通常育成を再開。 ・放課後児童クラブは、学校の臨時休業期間は一日育成を実施。臨時で利用する児童も受入れ。 ・放課後児童クラブの3月～5月分の保護者負担金を一律無料化。 ・保育あんしんダイヤルによる相談（新型コロナ関連89件、6/10受付分迄） 	<p>公立幼稚園における感染症対策として、マスクや消毒液、体温計、空気清浄機などの保健衛生用品を国の補助事業により購入予定（6月補正予算に計上）</p> <p>保育施設、放課後児童クラブについてはすでに実施済み。</p>	
	<p>学校休校中の学習支援と心身のケア</p>	<p>(現在の対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校中の児童・生徒の学習支援のため、インターネット配信型教材を活用（小学校・中学校・養護学校） ・全ての児童生徒に対して、児童生徒の新年度、人間関係、学習の遅れや虐待などの不安を解消するため、ICT環境がなくても有効な双方向コミュニケーションツールである郵便を活用した学習支援と心身の状態に関する相談支援を実施 <p>(1回目) 5/13～5/15の間に市立小・中・養・高の各家庭に発送し、順次各家庭からの課題等の提出物を各学校で受領。</p> <p>(2回目) 5/20～5/28の間に市立小・中・養・高の各家庭に発送し、順次各家庭からの課題等の提出物を各学校で受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自殺予防研修用のDVD（教職員研修用）を作成し市立小学校・中学校に配付。 	<p>(今後実施する項目・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校、養護学校において、児童・生徒1人につき1台のタブレット端末を整備する。(6月補正予算に計上) 	
<p>公共施設</p>	<p>施設の状態、利用者の人数、年齢層などに応じ、開閉館、事業の中止等を判断</p>	<p>(現在の対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかし市民広場 貸館業務、市主催イベントの中止継続中（4月11日～） ※6月1日から、新型コロナウイルス感染症に関する市民向け情報拠点「市民情報ひろば」として利用中 <p>5/20より市内公共施設を順次再開</p> <p>《5月20日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかし市民図書館、西部図書館 貸出・返却等のみの部分開館（利用制限あり）、6月1日より通常開館 ※学習室等は減席 <p>[絵本の宅配便（4月25日～）]</p> <p>図書館の臨時休館中、市内在住の未就学児を対象に、希望された絵本や図書館職員が選んだ絵本（最大5冊）をご自宅に無料で配送（5月19日までに750件の申し込み、3,742冊の絵本を配送）。</p>	<p>(今後実施する項目・課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵海岸多目的広場、明石中央体育館、海浜公園 屋内競技場は更衣室の人数制限を継続 ・海浜公園屋外運動施設、魚住北公園屋外運動施設 については更衣室の使用禁止を継続 	<p>○社会教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立施設については、休館・休業を解除し、感染防止対策を整え順次会館。 ・民間施設が開館する際は、感染防止対策の徹底を要請。

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<ul style="list-style-type: none"> ・天文科学館 14F 展望室のみ一部開館、6月2日より全館開館 ・文化博物館 ・大蔵海岸多目的広場 ・海浜公園屋外運動施設 ・魚住北公園屋外運動施設 <p>《5月23日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館、勤労福祉会館、サンライフ明石 ・ウイズあかし、コミュニティ・センター、厚生館 ・明石中央体育会館 ・海浜公園屋内競技場 ・花と緑の学習園図書コーナー ・少年自然の家（管理宿泊棟以外） ・子育て支援センター <p>《6月2日から再開した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかしこども広場（親子交流スペース・ユーススペース） <p>《7月31日まで中止を継続した主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ふれあいの里 		
イベント等		<p>（現在の対応状況）</p> <p>(1) 6/1以降のイベント等については、県の基準を目安に開催の可否を判断。実施にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に、感染防止対策を徹底。</p> <p><開催の目安（県）> (6月18日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：参加人数100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：参加人数200人以下、かつ人との距離を十分に確保 <p>(6月19日～7月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：参加人数1,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：参加人数1,000人以下、かつ人との距離を十分に確保 <p>(2) バーベキューの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月23日から林崎海岸等のバーベキュー可能エリアの使用を再開。（4月29日～5月22日使用中止） 	（今後実施する項目・課題等）	<p>○外出自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出の自粛に努める <p>6月18日まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進 <p>○イベントの開催自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的かつ大規模な催物は、中止または延期を要請 ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 <p><開催の目安>（6月18日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

区分	対策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金・総合支援資金 ・各種公共料金の免除 ・大学等学費の貸付 ・児童（扶養）手当 ・サポート利用券 	<p>(1) 生活費の貸付相談を明石市社会福祉協議会で受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業や失業等で悩まれている方へ生活資金の特例貸付を実施 緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額費用を貸付 総合支援資金：生活再建までの間に必要な生活費用を貸付 緊急生活支援金：県社会福祉協議会の資金貸付を受けられない世帯に生活維持、再建のための資金を貸付 ・延べ相談件数：3,059件（6/10受付分迄） ・延べ申請件数：992件（緊急小口資金：784件、総合支援資金：191件、緊急生活支援金：17件）（6/10受付分迄） <p>※緊急生活支援金の受付は5月31日迄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉課と社協の生活困窮者事務の相談窓口を一体化し、相談体制を強化。 <p>(2) 各種手続き費用や公共料金の免除・支払期限延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し、印鑑登録証明書発行にかかる手数料・郵送料を免除（5/1～5/31） ・所得証明書、納税証明書、市税完納証明書、固定資産証明書にかかる手数料・郵送料を免除（5/1～5/31） ・市税の納付期限延長（令和2年度1期納付期限を2か月延長） ・R2.2以降の国民年金保険料の免除（※収入減少等の条件有） ・水道料金及び下水道料金の支払いが困難な場合は、支払期限の延長に応じる。 ・全市民の水道使用料の基本料金を6か月分免除（使用者の手続きは不要） <p>(3) 児童扶養手当受給者に対する緊急支援</p> <p>学校園の臨時休業に伴うひとり親世帯の生活支援のため、児童扶養手当受給者へ1世帯あたり5万円を上乗せ支給（5月）</p> <p>(4) 市立高校での家計急変世帯のための高校生等奨学給付金制度（給付型）の申請受付（6/1～）</p> <p>(5) 学業資金貸付（5/1～）</p> <p>家計が苦しくなったり、アルバイトの収入が激減して学費が払えない大学生・大学院生・専門学校生・高専生・定時制高校生・通信制高校生等に、最大100万円を無利子・無担保で貸付。</p> <p>延べ相談件数：163件（6/10受付分迄） 延べ受付件数：38件 延べ貸付件数：23件、延べ貸付金額：12,603,050円</p>	<p>（今後実施する項目・課題等）</p> <p>(1) こども総合支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業における感染予防策の継続実施 ・テイクアウト・デリバリーこども食堂について、未実施の小中学校区の子ども食堂等を支援していく。 <p>(2) 国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が減った世帯等へのR2.2以降の保険料の減免・徴収猶予 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給 <p>(3) 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.2～R3.3納期限（特別徴収の場合は年金給付の支払日）の介護保険料の減免、申出により最大6月の徴収猶予。 ・収入が下がり利用者負担額の負担が困難な場合、居宅介護サービス費等の給付割合の特例を適用し利用者負担額を減額。 <p>(4) ひとり親世帯への臨時特別給付金（国）の支給（6月補正予算に計上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付金の金額 ①基本給付 5万円/1世帯、3万円/第2子以降児童1人 ②追加給付 5万円/1世帯 ・対象者 ①基本給付 ア：R2.6月分児童扶養手当受給者（全部停止者を除く） イ：公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当支給制限限度額を下回る者に限る） ウ：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 ②追加給付 	<p>○学生への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金（国） 住民税非課税世帯：20万円、左記以外：10万円 ・兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円） <p>○子育て世帯への臨時特別給付金（国）（1万円/児童1人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①R2.4月分の児童手当受給者 ②R2.3月分の児童手当受給者のうち、対象児童が4月から新高校1年生になっている場合 <p>○ひとり親世帯への臨時特別給付金（国）</p> <p>○解雇、離職者に対し、県営住宅の入居要件を緩和し提供（県）</p> <p>○ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金</p> <p>○後期高齢者医療制度（県後期高齢者医療広域連合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が減った世帯等へのR2.2以降の保険料の減免・徴収猶予 ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給 <p>○市税の徴収猶予の特例制度（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（概ね20%程度）があった場合、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるもの。 ・担保の提供、延滞金は不要。

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<p>(6) 特別定額給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請受付（5/8～） 受付件数：3,681世帯（6/10受付分迄） ・郵送申請の受付（5/28～） 受付件数：119,481世帯（6/10受付分迄 窓口受付、庁内他課受付分含む） ・口座振替による給付 給付開始：オンライン申請（5/28～）、郵送申請（6/9～） 振込件数：12,009世帯（6/10振込分迄） ・県社協 生活福祉資金の貸付利用世帯への早期給付（5/1・12・28・6/5） 案内送付：308世帯、申請受付：290世帯、給付額：72,300,000円 <p>(7) こども総合支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ事業における感染予防策の実施 ・テイクアウト・デリバリーこども食堂 こども食堂による実施 13か所 飲食店による実施 9か所 <p>(8) 高齢者・障害者へ「サポート利用券」を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令下の日常生活に係る緊急対策として、出前（宅配）や通院に使えるタクシーのサービスが受けられる利用券（1万円分）を交付。 ・対象者：70歳以上の高齢者、69歳以下の障害者手帳所有者 ・利用期間：6/1～12/31 ・5/27に「緊急アンケート」を同封し発送。アンケートは、お困りごとや心配ごとへの対応につなげる。 <p>(9) 子育て世帯への臨時特別給付金（国）の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1万円/児童1人 ・対象者 ①R2.4月分の児童手当受給者 ②R2.3月分の児童手当受給者のうち、対象児童が4月から新高校1年生になっている場合等 ・5/25に案内通知送付 ・口座振替による支給（6/12予定） <p>(10) 児童手当受給者に対する緊急支援給付金（市）の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1万円/世帯 	<p>①のア・イのうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知、広報 <p>①ーア：7/1に案内通知送付 上記以外：7月広報紙等で周知予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給の方法、時期 口座振替による支給（7月下旬以降支払い予定） <p>(5) 学業資金貸付の要件拡充（7/1～） 学費（前期分）の納期限要件を撤廃することにより、前期分学費を広く貸付する。（6月補正予算に計上）</p> <p>(6) 「あかし3割おトク商品券」事業（6月補正予算に計上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな打撃を受けた商店街を中心とする地域経済の回復を目指し、需要喚起の一環として商品券を発行する。 ・県市合同の20%のプレミアム分に加え、市単独でさらに10%を上乗せ。魅力を高め、地元での購買を促進することで早期に地域経済振興を図る。 ・1セット（500円券×13枚）6,500円分を、5,000円で販売。 ・使用可能期間は7/22～9/22を予定。 <p>(7) 高齢者・障害者へ「サポート利用券」を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、食事の宅配（デリバリー）とタクシー券に利用を限定しているが、7月1日よりお持ち帰り（テイクアウト）や店内での飲食や青果店や精肉店など飲食できるものを取り扱う店舗でも利用可能にする。 ・7月22日からは「あかし3割おトク商品券」協力店舗でも利用可能にする。 ・利用協力店は随時募集中。 <p>(8) 家族が感染し、在宅に取り残される高齢者・障害者の生活を維持するため、サービスを提供する事業者に対して補助金を交付する。（6月補正予算に計上）</p>	

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を明石市から支給される方で4月30日現在下記のすべてに該当する方 ①明石市在住 ②児童手当の対象児童を引き続き監護している方 ③公務員でない方 ・口座振替による支給（6/12 予定） (11) 外出自粛支援 ・自宅待機する軽症者に対する支援の検討 ・海外帰国者全員の健康チェックと自宅待機への支援の検討。帰国した市民に対して、必ずあかし保健所に連絡するように要請。自宅待機のための支援として、14日分のマスクと支援金10,000円を支給。 		
企業支援	・中小企業融資制度	<p>(現在の対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資制度による対応・新型コロナウイルス対策貸付制度(2/25～)の開始にあたり、市内の銀行に対して制度について周知するとともに、企業等への適切な対応を依頼。 (1) 中小企業等緊急相談窓口を設置(4/1から6/30まで開設) ・融資・労務関係等の相談を受け付け、実務機関へ円滑・迅速に取り次ぐ。 融資関係：信用保証の拡大、特別貸付危機対応融資、テレワーク導入支援、ものづくり補助、IT導入補助等 認定書の延べ受付件数 セーフティネット保証4号415件、5号66件、危機関連保証304件(6/10受付分迄) 労務関係：小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成、雇用調整助成金 (2) 個人商店等への緊急支援を実施(4/21～5/31) 休業等に伴い事業の継続が困難になる個人商店等に対し、家賃の融資を緊急に行う。(市は産業振興財団を補助) 家賃月額が50万円以下の事業者を対象に、100万円を上限に融資(無利子、無担保。返還3年。措置1年) ・延べ電話予約件数：311件(5/31受付分迄) ・延べ申請受付件数：585件(5/31受付分迄) ・延べ貸付金額：179,566千円(5/31振込手続き分迄) (3) 休業要請者経営継続支援事業費(県2/3 市1/3負担)(4/28～郵送による受付開始) ①休業要請、協力依頼、営業時間短縮の依頼に応じ、 	(今後実施する項目・課題等)	<p>【金融面の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号(突発的災害)を運用開始(3/2)(国) ・新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設(国・県) ・中小企業融資制度(国) ・金融対策特別相談窓口、金融機関への配慮要請(県) <p>【休業等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特例措置の拡充(国) ・時間外労働等改善助成金の特例(国) ・小学校休業等対応助成金(国) ・地方公共団体の調達における対応(国) ・官公需における中小企業への配慮(国) ・テレワーク等の推進(国)

区 分	対 策	市の対応状況（6月10日時点）	今後の市の対応	国・県の主な対応・要請等
		<p>②4月の売上が前年同月比で50%以上減少し、 ③事業を休業している中小法人（100万円）及び個人事業主（50万円）に対し給付（給付主体は県） 旅館・ホテル等は中小法人30万円、個人事業主15万円を給付</p> <p>(4) 持続化給付金（5/1～郵送・インターネットによる受付開始） 感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。 中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円を給付。 5/22から国が商工会議所7階に申請サポート会場を設け、電子申請が困難な事業者のために予約制で申請を補助</p>		
条例	<p>・新型コロナウイルス対策の条例の制定・施行</p>	<p>(現在の対応状況)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の設置（5/8） ・寄附金は、①医療体制の充実、②市民生活や市内事業者の支援、③感染拡大の防止のために活用。 ・寄附の方法は、①ふるさと納税サイトからの寄附、②納付書での寄附、③口座振込による寄附。 ・寄附受付：314件 12,351,747円（6/10現在）</p> <p>(2) 明石市職員（医療従事者、危険従事者等）への特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p>	<p>(今後実施する項目・課題等)</p>	